

村山市 公告 第30号

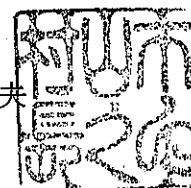
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に

より村山市農用地利用集積計画を定めたので、この旨を公告する。

ただし、下記事項を記載した書類は村山市農林課内に保管する。

令和5年9月15日

村山市長 志布 隆夫



記

村山市農用地利用集積計画 4件

内訳

- ・所有権移転 4件
- ・利用権移転 0件
- ・利用権設定 0件